

## 地裁判決の確定を受けて

原告 2/鈴木朝子（仮名）

2024 年 11 月 12 日

2024 年 10 月 24 日の地裁判決で、私原告 2 の、被告北岡氏に対する訴えについては、ほぼすべての性暴力とハラスメントの被害事実が認定されました。しかし、最後の被害から 3 年以上が経過して時効が成立するとして棄却されました。被告社会福祉法人グローに対する訴えについては、安全配慮義務違反が全面的に認められて勝訴しました。（よろしければ、10 月 29 日付でウェブサイトにもアップした判決の受け止めをお読みいただけたらと思います。）

その後、私は、被告北岡氏に関する訴えについて、弁護士や原告 1/木村倫さん（仮名）とともに控訴するかどうかを検討しました。判決で、北海道出張でのパワハラに抗弁したのであれば、その時点で、性被害を訴えることもできたと言われたことや、近しい人にセクハラにあっていると話したことも、性被害を訴えることができたという根拠にされたことなど、どう考えても納得できません。北海道出張のパワハラは、むしろ「意見したことでこんな報復行為を受けるなら、性暴力のことなど言えるわけがない」とさらに強く封じ込められた出来事でした。

ただし、最終的に、私は「北岡氏の性暴力やハラスメントは事実だが、時効が成立」という判決に控訴しない判断をしました。性暴力やハラスメントは上下関係を利用して追い込み、特に性暴力は密室で行われ、口止め行為までする最低で卑劣な行為ゆえに、被害者側が立証するには大きな壁があります。それを乗り越えて、ほぼすべての性暴力やハラスメント、口止め行為までが認められたことは、私にとっては実質的な勝利なので、〈控訴しないことで、北岡氏の加害事実を確定させる〉という積極的な姿勢で決断しました。その結果、11 月 7 日に、私と、北岡氏及び社会福祉法人グローに関する地裁判決が確定しました。

社会福祉法人グローに対する訴えでは、北岡氏の加害行為を防止する義務に違反しているとして安全配慮義務違反であると判決で認められ、そのことも確定しました。11 月 8 日にグローから声明が出されましたが、無機質で事務的な内容だと感じました。記者会見を予定されているようですが、オンラインで職員や県民等が視聴できるような開かれた会見になることを望んでいます。提訴から 4 年間のグローの対応を見ていて、職員の方々は「なにかあった時に、職員を守ってくれる法人だ」「安心して働ける」と思えたのでしょうか。理事・評議員・幹部職ではなく、もっと現場で働く人たちの感覚を大事にしてほしいです。

これまで裁判を応援してくださった皆様に感謝の気持ちを述べたいところですが、申し訳ないのですが、まだそのような心境になれません。北岡氏が、原告 1/木村さんに控訴してきたからです。第一審で、北岡氏は、二次加害と言えるような作り話をしてきました。それでも敗訴すれば、自分のやったことを省みて謝罪する可能性もゼロではないかもしれないと思っていましたが、まさかの控訴でした。裁判では原告 2 人への加害がほぼ認められ、世間からは 1 万 6000 近くの抗議の署名が上がっているというのに、仮にも福祉という公共事業をトップでやってきた人間にも関わらず、まだ自分のやったことに向き合わないのかと驚きました。木村さんが心身ともに大変な困難を乗り越えて手にした勝訴、被害を一連一体として認めさせた判決を絶対に取り扱かねばと思っています。木村さんの裁判が終わるまで、私の裁判も終わったとは思えません。私にできることで、木村さんを支えていきたいと思っています。これを読んでくださっている皆様にも、引き続き、関心を持ち、応援していただきますよう心からお願い申し上げます。